第1章　総則　（略）

第2章　著作物の使用料

第1節～第10節　（略）

第11節　インタラクティブ配信

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第10節の規定を適用する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

1　包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1)　商用配信(リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合)

①～②　（略）

③　サブスクリプション

①または②の配信形式にかかわらず、サブスクリプションにより、楽曲データ（音声番組）を配信する場合の月額使用料は、月間の情報料収入および広告料等収入の15%、または150円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。なお、情報料および広告料等収入がない場合は、107円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(2) ～ (4)　（略）

2　（略）

(インタラクティブ配信の備考)

①～⑥　（略）

(サブスクリプションの取扱いの特例)

⑦　1 (1) ③の規定が適用となるサービスのうち、以下(ｱ)または(ｲ)に該当する場合の月額使用料は、月間の情報料収入および広告料等収入の12%、または120円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。なお、情報料および広告料等収入がない場合は、86円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｱ)　1か月を超え3か月までの情報料免除期間があり、当該期間のうち1か月を超える情報料免除期間において事業者が本来の情報料に基づく使用料の算出を選択しない場合

(ｲ)　1楽曲データ（1音声番組）単位で選択し再生する以外の機能として、受信者が受信者以外の者に楽曲データ（音声番組）を利用させる機能のみを提供する場合

⑧　1（1）③の規定が適用となるサービスのうち、以下(ｱ)および(ｲ)にいずれも該当する場合の月額使用料は、月間の情報料収入および広告料等収入の7.7%、または77円に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。なお、情報料および広告料等収入がない場合は、55円に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｱ)　1か月を超える情報料免除期間がない場合、または1か月を超える情報料免除期間において事業者が本来の情報料に基づく使用料の算出を選択する場合

(ｲ)　1楽曲データ（1音声番組）単位で選択し再生する以外の機能を提供しない場合

⑨　サブスクリプションの取扱いの特例⑧が適用となるサービスのうち、以下(ｱ)から(ｳ)のいずれかに該当する場合の月額使用料は、月間の情報料収入および広告料等収入の4.5%または13円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額のいずれか多い額とする。なお、情報料および広告料等収入がない場合は、9円50銭に月間の総加入者数を乗じて得た額とする。ただし、算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｱ)　受信者の楽曲選択にあたり、楽曲のジャンルあるいはアーティスト等プログラム単位で選択させるなど、楽曲の選択方法に一定の制約を設ける場合

(ｲ)　月間のサービス利用時間が20時間以内に制限されている場合

(ｳ)　月間の利用曲数が20曲以内に限定されている場合。または、月間の選択可能楽曲数が10曲以内に制限されている場合で、かつ受信者とのサービス契約が継続する場合に翌月以降に選択可能楽曲数が追加加算されるときは、合計120曲以内に制限されている場合

⑩　サブスクリプションの取扱いの特例⑧またはサブスクリプションの取扱いの特例⑨(ｱ)が適用となるサービスのうち、受信者が当該サービスに接続している間に限り再生が可能な場合で、次のいずれかに該当するときは、月間の情報料および広告料等収入の3.5%の額とする。ただし、本料率で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。

(ｱ)　同時に送信可能化する楽曲の総数が10万曲以内の場合

(ｲ)　カラオケ配信など歌唱の伴奏音源を配信する場合（ただし、使用料規程第10節が適用される場合を除く。）

(ｳ)　楽器演奏用の伴奏音源を配信する場合

(ｴ)　楽曲の販売を促進する目的で試聴用音源を配信する場合

(ｵ)　実演家・レコード製作者等が自らの活動を紹介する目的で自身が関与する楽曲を配信する場合

（広告料等収入の取扱い）

⑪　1（1）②または1（3）②の規定を適用する場合で、1ホームページにおいてサービスメニュー毎に広告料等収入を区分して報告できないときの取扱いについては、報告できないサービスメニューに限り、利用者の選択により、以下の(ア)または(イ)とすることができる。

(ｱ)カウント／解析が容易な場合	ホームページ全体の総ページビューに対する当該サービスメニューのページのページビュー比率（またはそれに相当するもの）を乗じて得た率を、広告料等収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。
(ｲ)カウント／解析が困難な場合	ホームページ全体の広告料等収入をサービスメニューの総数で案分して得た額を使用料算定の際の1サービスメニュー当たりの広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、著作物を利用していないサービスメニューは、その数にかかわらず1を加えて案分する。 なお、音楽を利用しているサービスメニューの数を5倍した数より、音楽を利用していないサービスメニューの数の方が多い場合は、案分するサービスメニューの数について、音楽を利用していない5サービスメニュー毎に1ずつ加えることができる。

（使用料の免除）

⑫　データ保管代行を行う場合で、予め届け出があり、当協会が認めたものについては、使用料を免除する。

⑬　次の㋐、㋑、㋒のいずれかに該当する試聴を行う場合で、予め届け出があったものについては、使用料を免除する。

㋐　1（1）、1（2）または1（3）の規定により著作物を利用する利用者が、受信者にリクエストをさせる画面と同一の画面で当該リクエストの対象となる著作物を試聴させる場合

㋑　著作物が適法に収録された商業用レコード等著作物の利用を主たる目的とする商品を製作または販売する者が、当該商品の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該商品に収録された著作物を試聴させる場合

㋒　実演家、レコード製作者またはこれらにかかる著作隣接権を有する者が、自らのホームページにおいて自ら当該実演、レコードにかかる著作物を試聴させる場合

（規定が複数適用になる場合の取扱い）

⑭　1（1）から1（3）の規定のうち複数の規定が同時に適用になる利用形態を1サービスメニューにおいて行う場合の使用料は、下表のとおりとする。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="2">情　　報　　料</td></tr>
<tr><td>あ　　る</td><td>な　　い</td></tr>
<tr><td rowspan="2">広告料等収入</td><td>ある</td><td>当該情報料または広告料等収入（1（1）①、1（2）①または1（3）①の規定が適用になる場合は情報料収入のみ）の額を、適用となる規定の数で除した額をもとにそれぞれの規定を適用して算出するものとする。</td><td>1曲1リクエスト当たり6円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td>ない</td><td>1曲1リクエスト当たり5円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低使用料</td><td colspan="2">本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。</td></tr>
</table>

（音楽を広告に利用する場合の取扱い）

⑮　本規定が適用となる利用方法により、商品やサービスの広告のために音楽を利用する場合は、予め著作者の同意を得なければならない。

（送信可能化されている著作物の使用料）

⑯　本規定により算出される使用料には、リクエストの有無にかかわらず当該サービスメニューに送信可能化されたすべての著作物の送信可能化にかかる使用料を含むものとする。

（本規定により難い場合の使用料）

⑰　インタラクティブ配信のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率または額の範囲内で決定する。

第12節～第18節　（略）

附 則

（実施の日）

この使用料規程のうち、第2章第11節インタラクティブ配信の規定については、2027年1月1日から実施する。